

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	函館厚生院看護専門学校
設置者名	社会福祉法人函館厚生院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	看護科	夜・通信	345 時間	240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://college.koseiin.or.jp/document

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	函館厚生院看護専門学校
設置者名	社会福祉法人函館厚生院

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	<p>学校の運営の円滑を図るため、函館厚生院看護専門学校業務規程に学校運営会議に関する規程を設け、学校運営会議を設置している。</p> <p>学校運営会議は学校長、副学校長、事務長、教務課長、病院長、病院事務部長、病院看護部長及び学校長が特に必要として委嘱した講師、学校職員をもって組織され、学校長が選任・招集し、その議長となる。</p> <p>主な審議事項は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校の規定の制定改廃に関する事項 (2) 学校の予算の編成及び執行計画に関する事項 (3) 学校の教育方針、教育計画及び教育内容に関する事項 (4) 学校の人事の基準に関する事項 (5) 学生の定員に関する事項 (6) 学生の身分に関する事項 (7) その他学校の運営管理に関し重要と認める事項 <p>審議結果に基づき、学校長は、学則及び諸規程の制定改廃、予算及び事業計画の執行、学生募集等を行う。</p> <p>2019年6月1日 学校関係者評価委員会規程制定</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
社会福祉法人函館厚生院 理事長	現職在任期間	学校設置者代表者
函館中央病院 事務部長	現職在任期間	実習施設事務部長
函館中央病院 看護部長	現職在任期間	実習施設看護部長
函館五稜郭病院 病院長	現職在任期間	実習施設病院長
函館五稜郭病院 事務部長	現職在任期間	実習施設事務部長

函館五稜郭病院 看護部長	現職在任期間	実習施設看護部長
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	函館厚生院看護専門学校（看護科）
設置者名	社会福祉法人函館厚生院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<p>授業計画（シラバス）を作成するにあたり、教務会議にて共通フォーマットを作成し、これを基に各教員が授業計画を作成している。</p> <p>授業計画は、年度初めに学生全員に配付するとともに、ホームページにて公開している。</p>	
授業計画書の公表方法	https://college.koseiin.or.jp/document
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
<p>単位修得の認定、成績評価、卒業の認定に必要な事項を「学則」及び「成績評価、単位修得、卒業認定規程」に定めている。</p> <p>当該規程は、「学生便覧」に掲載し、学生全員に配付するとともに、ホームページにて公開している。</p> <p>単位修得の認定は、各授業科目における規定時間の3分の2以上の出席の上に、成績評価を実施し合格と認めたものとし、単位修得の認定は、「成績会議」で行う。</p> <p>授業科目の評価は学科成績、実習成績によって行い、成績は、各科目100点満点とし、60点以上を合格とする。</p> <p>卒業認定は、定められた授業科目における単位修得により「卒業認定会議」で行う。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>単位修得の認定、成績評価、卒業の認定に必要な事項を「学則」及び「成績評価、単位修得、卒業認定規程」に定めている。</p> <p>当該規程は、「学生便覧」に掲載し、学生全員に配付するとともに、ホームページにて公開している。</p> <p>客観的な指標として平均点を採用しており、履修科目の成績評価を点数化し、各学年末に年間の全履修科目の平均点を算出している(100点満点で点数化)。</p> <p>算出されたデータは、「成績会議」や「卒業認定会議」の資料のほか、学生指導に使用している。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://college.koseiin.or.jp/document
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>単位修得の認定、成績評価、卒業の認定に必要な事項を「学則」及び「成績評価、単位修得、卒業認定規程」に定めている。</p> <p>当該規程は、「学生便覧」に掲載し、学生全員に配付するとともに、ホームページにて公開している。</p> <p>卒業は、規定の授業科目の単位修得の認定を受けた者について卒業認定会議の議を経て学校長が認定している。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://college.koseiin.or.jp/document

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	函館厚生院看護専門学校
設置者名	社会福祉法人函館厚生院

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	独立行政法人福祉医療機構「社会福祉法人福祉法人の財務諸表等電子開示システム」にて公表 ※7月下旬公開予定 https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0201000E00.do?_FORMID=PUB0219000&vo_headVO_corporationId=1601109459
収支計算書又は損益計算書	独立行政法人福祉医療機構「社会福祉法人福祉法人の財務諸表等電子開示システム」にて公表 ※7月下旬公開予定 https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0201000E00.do?_FORMID=PUB0219000&vo_headVO_corporationId=1601109459
財産目録	法人本部に備え置き・閲覧
事業報告書	法人本部に備え置き・閲覧
監事による監査報告（書）	法人本部に備え置き・閲覧

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	看護科（3年課程）	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3,045/112 単位時間/単位	2,010 単位時間/単位		1,035 単位時間/単位		
			3,045 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		118人	0人	12人	118人	130人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画（シラバス）を作成するにあたり、教務会議にて共通フォーマットを作成し、これを基に各教員が授業計画を作成している。 授業計画は、学生全員に配付するとともに、ホームページにて公開している。
成績評価の基準・方法
（概要） 単位修得の認定、成績評価、卒業の認定に必要な事項を「成績評価、単位修得、卒業認定規程」に定めている。 当該規程は、「学生便覧」に掲載し、学生全員に配付するとともに、ホームページ

にて公開している。 なお、成績評価には平均点を採用し、「成績会議」や「卒業認定会議」の資料のほか、学生指導に使用している。
卒業・進級の認定基準
(概要) 単位修得の認定、成績評価、卒業の認定に必要な事項を「成績評価、単位修得、卒業認定規程」に定めている。 当該規程は、「学生便覧」に掲載し、学生全員に配付するとともに、ホームページにて公開している。
学修支援等
(概要) 函館厚生院特別奨学生奨学金(各年次成績優秀者・授業料相当額) 函館厚生院学修支援奨学金(3年次・授業料相当額)

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
31人 (100%)	1人 (3.2%)	30人 (96.8%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 函館中央病院、函館五稜郭病院			
(就職指導内容) 入学時より進路指導を行い、2年次後期から進路希望調査、進路面接を実施。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格、保健師・助産師学校受験資格、養護教諭養成課程受験資格 専門士(医療専門課程)の称号			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
112人	4人	3.6%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面談		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護科	60,000 円	420,000 円	140,000 円	施設整備費 80,000 円 研修実習費 60,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://college.koseiin.or.jp/document		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>学校関係者評価を適切に実施するために、学校関係者評価委員会規程を制定し、学校関係者評価委員会を設置している。</p> <p>委員会を構成する委員は5名以上とし、本校の職員以外の者で、次に掲げる者のうちから、学校長が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保護者 (2) 卒業生 (3) 地域住民 (4) 地元企業関係者 (5) 高等学校関係者 (6) その他教育に関する有識者 <p>評価の対象は、次に掲げる項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育理念・教育目的 (2) 教育目標 (3) 教育課程経営 (4) 教授・学習・評価過程 (5) 経営・管理過程 (6) 入学 (7) 卒業・就職・進学 (8) 地域社会・国際交流 (9) 研究 <p>学校長は、評価結果および改善計画を受け、関係部署に改善の実施を要請し、学校職員は改善が必要と認められる事項について、その改善に努めなければならない。また、学校長は、評価結果を公表する。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
亀田花園病院 看護師	2023年4月1日～2025年3月31日	卒業生

本町町会会長	2023年4月1日～2025年3月31日	地域住民
函館渡辺病院 副看護部長	2023年4月1日～2025年3月31日	地域企業関係者
函館白百合学園 高等学校校長	2023年4月1日～2025年3月31日	高等学校関係者
前北海道看護協会 道南地区理事	2023年4月1日～2025年3月31日	その他教育に関する有識者
元非常勤講師	2023年4月1日～2025年3月31日	その他教育に関する有識者
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://college.koseiin.or.jp/document		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://college.koseiin.or.jp/document
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H101320200065
学校名	函館厚生院看護専門学校
設置者名	社会福祉法人函館厚生院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		20人	18人	20人
内 訳	第Ⅰ区分	12人	11人	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				20人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人	前半期	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	0人		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。